

答弁書第一四八号

内閣参質一八三第一四八号

平成二十五年七月二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 平 田 健 二 殿

参議院議員谷岡郁子君提出安倍内閣総理大臣等の本院予算委員会欠席に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

参議院議員谷岡郁子君提出安倍内閣総理大臣等の本院予算委員会欠席に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねの委員会については、その開催が与野党間で協議し合意されたものではなく、また、参議院議長に対する不信任決議案も提出され、その処理もなされていない状況にあつたことから、政府として出席しないこととしたものであり、その旨を内閣官房内閣総務官室から参議院委員部に対して、口頭にてお伝えしたところである。憲法第六十三条は、内閣総理大臣その他の国务大臣は、議院から「答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。」と規定しているが、病気その他出席しない正当な理由がある場合は出席しないことも認められると解されており、今般の特別な状況の下において政府として当該委員会に出席しないことは、正当な理由があり、同条に違反するものではないと考えている。いずれにしても、政府としては、今後とも内閣総理大臣その他の国务大臣の出席要求には誠実に対処していく所存である。

